河川敷地占用許可準則に基づく都市・地域再生等利用区域の指定について

河川敷地占用許可準則第二十二第１項及び第２項の規定に基づき、都市及び地域の再生等のために利用する施設が占用することができる河川敷地の区域（以下「都市・地域再生等利用区域」という。）を次のとおり指定するとともに、当該都市・地域再生等利用区域における都市及び地域の再生等のために利用する施設に関する占用の方針（以下「都市・地域再生等占用方針」という。）及び当該施設の占用主体（以下「都市・地域再生等占用主体」という。）を次のとおり定める。

令和５年６月１２日

北海道開発局長

１　都市・地域再生等利用区域

一級河川石狩川水系漁川の河川区域内で別図に示す区域

２　都市・地域再生等占用方針

⑴　占用の許可を受けることができる施設

広場、イベント施設、遊歩道、船着場、これらと一体をなす売店、オープンカフェ、照明・音響施設、キャンプ場、バーベキュー場、川床、その他都市及び地域の再生等のために利用する施設とする。

⑵　許可方針

占用許可を受けることができる施設は、花の拠点かわゾーン地区を中心とした河川空間の利用促進及び地域活性化を目的として整備される施設とする。

３　都市・地域再生等占用主体

恵庭市長

別 図

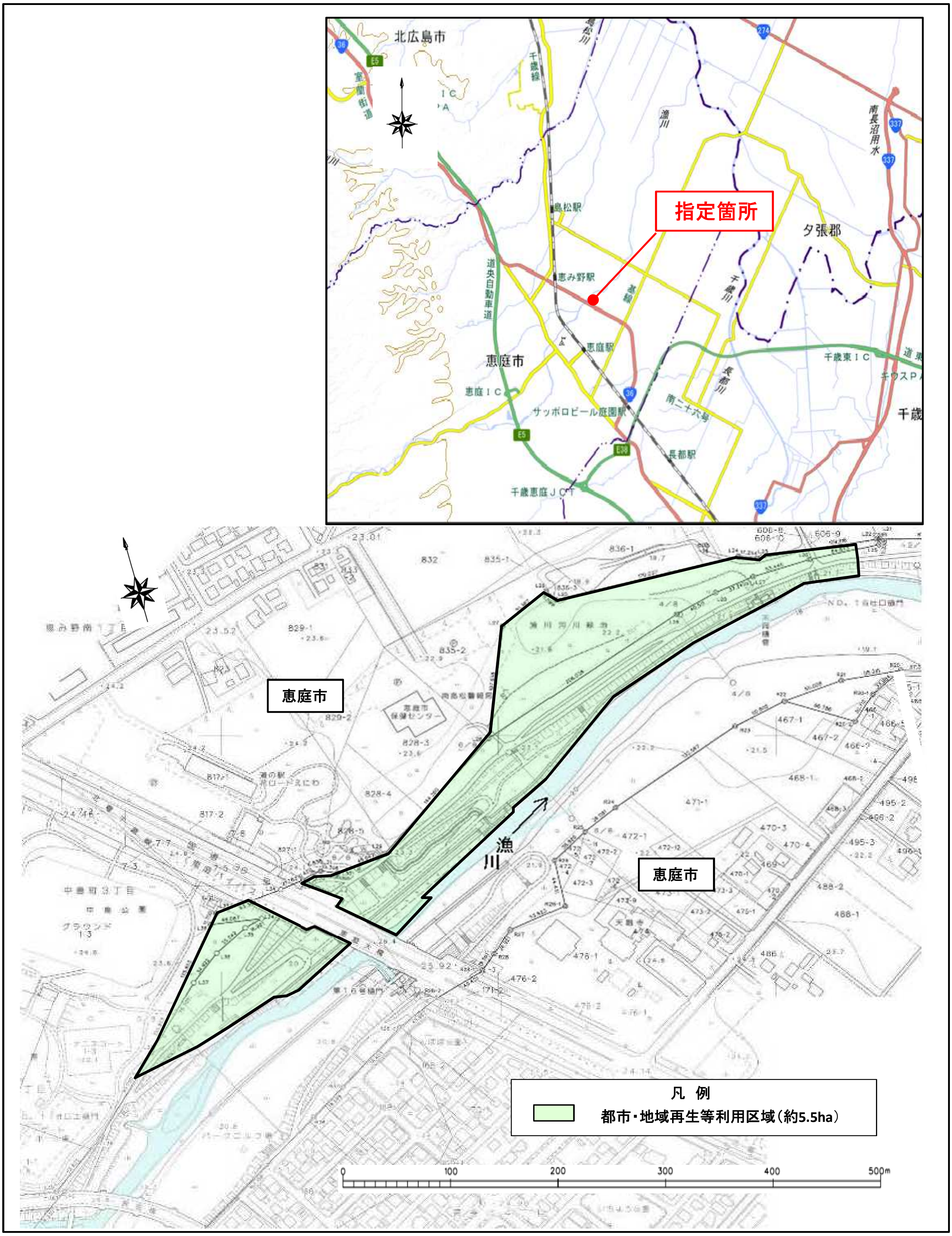
北広島市
指定箇所
夕張郡
恵庭市
島松駅
恵み野駅
恵庭駅
サッポロビール庭園駅
長都駅
千歳恵庭ＪＣＴ
恵庭ＩＣ
千歳東ＩＣ
道央自動車道
千歳線
漁川
千歳川
長都川
南二十六号
南長沼用水
千歳
恵庭市
漁川
恵庭市
凡 例
🟩 都市・地域再生等利用区域（約5.5ha）
0
100
200
300
400
500m